

# 陳情処理状況報告書

- . - . -      陳                      情      - . - . -

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
23	4.12.5	富山県にて電話録音設置についての陳情	(略)	<p>陳情趣旨</p> <p>富山県が管理している電話回線すべての会話を録音することを求める。</p> <p>理由</p> <p>県民による県職員に対する暴言や他人への誹謗中傷など、耳をふさぎたくなるような発言が実在していると複数の県職員から聞いていることから、事前に録音を行うことを伝えることにより抑止力となり、お互い冷静に会話ができ、富山県の考えを理解してもらえる効果が生まれる。また、最悪、職員を守るために警察への被害届を速やかに行うことができると考える。</p> <p>しかし、富山県が録音を一方的に使用できないよう、公文書として扱い、個人情報開示請求にて録音内容を開示させることは必要と考える。そのため録音内容と個人情報を結びつけるための情報管理は考える必要がある。</p>

-----

陳

情

-----

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
24	4.12.5	情報漏洩事案 に関する公開 について陳情	(略)	<p>陳情趣旨</p> <p>富山県が起こした個人情報漏洩を、内容 に関係なく全てを公表することを求む。</p> <p>理由</p> <p>令和4年9月27日に行われた経営企画 委員会にて陳情第21号にて提出されたが 富山県が説明されなかったため改めて提 出させていただく。</p> <p>令和3年4月に富山県農林水産総合技 術センターが個人情報漏洩を起こした。 情報開示決定にて開示された資料の中に 公開してはならない個人情報が含まれて いたものである。</p> <p>このように個人情報漏洩が発生してい るにも関わらず、公表を行わないことは、 県民からは「隠蔽」するために公表しな かったと受け止められても仕方がないと思 われる。また、公表されていない個人 情報漏洩があるのであれば全て公表する ことを求む。</p>

○経営企画委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
25	4.12.5	富山県職員の 最大残業時間 を条例または 規則に定める 陳情	(略)	<p>陳情趣旨</p> <p>富山県では職員の残業時間が月平均2時間を超えると生命を失う可能性があるとの見解が出されたことにより、一ヶ月の最大残業時間を2時間までとする条例または規則の制定を望む。</p> <p>理由</p> <p>富山県農林水産総合技術センターにて一ヶ月当たりの残業が2時間を超えると「職員の負担があまりに過大である」と生命に関わるとも受け止められる見解を示し、職員の増員を行った。人事課も同意見で、一ヶ月の残業は2時間程度が妥当だと見解を出している。このことから富山県職員は一ヶ月に2時間以上の残業の指示または把握できなかった管理職に対し、罰金または減給などの厳しい処分を設け、富山県職員の生命を守ることが大事である。残業できないことで処理できない分は、富山県農林水産総合技術センターが実行しているとおりに、会計任用職員を雇用し、残業時間を減らすことで十分対応は可能だと考える。</p> <p>富山県知事から与えられた裁量権を適切に使用し、判断し、発言した結果だと容易に想像できることから、富山県知事が陳情の趣旨に賛同しない理由はどこにもないと考えられる。そのため、委員会メンバー及び県議会議員も反対する理由はどこにもないと考えられる。</p>

- . - . -                      陳                      情                      - . - . -

○厚生環境委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
26	4.12.5	陳情書	(略)	<p>私は県在住の県民であり、有権者であり、宗教法人世界平和統一家庭連合の会員である。マスコミの偏った取り上げ方により、個人としての生きにくさや、家庭連合にとどまらず、関連団体や接点のあった無関係の方々への心理的または実体的な被害が発生する事態となっているため、陳情するものである。</p> <p>理由</p> <p>安倍元総理襲撃事件後、家庭連合にとどまらず関連団体も反社会的団体と認識させるような報道がなされ、家庭連合の会員から胸の痛む声が多く上がっている。地域や職場で排斥されたり、家庭内で新たな葛藤が生じたり、児童、学生、青年が精神的苦痛を受けている。</p> <p>さらに、公共施設から家庭連合及び関連団体を排除しようとする動きがあり、日本国憲法に保障された、国民としての権利を侵害され、市民生活を享受できない環境になりつつある。</p> <p>ついては、以下陳情する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家庭連合及び関連団体の所属であることで、行政サービスにおいて差別しないこと。</li> <li>2. 参政権や請願権、基本的人権を公正に守っていただくこと。</li> <li>3. 家庭連合信徒への差別や人権侵害がおこらないよう配慮いただくこと。</li> </ol>

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
22	4. 11. 18	「旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書」に関して、撤廃か、もしくは修正決議を求める陳情書	(略)	<p>マスコミ等で政治家に対して、特定宗教及びその関連団体との関係を断つように求める論調が繰り返されている。県民に中立、公平、公正たるべき富山県または富山県議会が、件名の意見書を採択したことは「政教分離」などの憲法に違反し、信徒の基本的人権の被害や差別につながると思われるため、陳情書を提出した。</p> <p>理由その1</p> <p>意見書には「全国靈感商法対策弁護士連絡会」の資料データへの言及があるが、この弁護士連絡会は、あたかも20～30年前の靈感商法が今も続いているように述べている。政府による全国消費者センターの資料データは参考にされなかったのか。弁護士連絡会の資料では2010年以降の被害総額は約138億円としているが、実際の被害額は、教会のコンプライアンス宣言後の2009年3月以降で、民事4件の660万円である。あまりに数字が違うのではないか。</p> <p>理由その2</p> <p>件名の意見書を採択したことについて、富山県民の一人として疑問に感じる。知事や議員は一人の政治家として個人的立場があるが、知事または議会は公的な立場でもある。意見書は公的に、重い、責任ある立場で決議されたものなのか。</p> <p>理由その3</p> <p>国と地方は別の法人格を持っている。中立、公平、公正な富山県、富山県議会であることを望む。</p> <p>理由その4</p> <p>日本の政教分離は、自由と民主主義を重んじ、日本国憲法では、信教の自由の観点から、「国家が特定の宗教を優遇したり、逆に圧迫・干渉することは許されない」としている。一方で宗教団体が自らの思想に従い、政治的に活動する、特定の政策を推進することは認められ、保</p>

-. - . - . -

# 陳 情

-. - . - . -

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>障されている。</p> <p>意見書の中には「旧統一教会等による被害の防止・救済を求める」とあるが、当事者の立場から見ると、政教分離として禁止されている「特定の宗教に対する圧迫、干渉」に当たることは明らかであり、また思想信条による差別を禁じた憲法第14条に抵触しかねないと考えている。</p> <p>理由その5</p> <p>靈感商法は、一部の熱心な信徒によるものだったが、2009年のコンプライアンス宣言以降、教会は大きな反省のもと、靈感商法の中止を宣言し、その後は、ほとんど問題は起きていない。またマスコミも靈感商法について報道しなくなった。</p> <p>しかし、安倍元総理の銃撃事件以後、20～30年前の靈感商法があたかも、今も続いており被害が拡大していると針小棒大に報道されている。何か意図が働いていると思われないか。</p> <p>靈感商法等の具体的行為を問題にすべきである。このような問題は、一宗教団体に限らずほかの宗教団体でも指摘されており、程度の差こそあれ同様の課題である。違法行為や著しく法に逸脱した行為があるならば、民事訴訟においては、具体的事象に関して、法的、社会的に責任を取る必要がある。</p> <p>理由その6</p> <p>私の娘が、約30年前の小学生時に体験した出来事が今現実に起き始めているのではないかと危惧している。</p> <p>理由その7</p> <p>意見書には「靈感商法等の被害に遭わないように、高等学校・大学等教育機関による周知・啓発の実施支援」とあるが、教育現場で宗教弾圧的な教育の周知・啓発が行われるのは、とんでもないことである。憲法第20条の信教の自由や、思想信条による差別を禁じた憲法第14条に抵触しかねないと考えます。</p>

- . - . -      陳                      情                      - . - . -

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	要 旨
				<p>理由その8</p> <p>統一教会の教えの根本に「家和して万事なる」がある。お互いが為に生きなさいということで、世界が一つの家族のように、宗教や人種間の壁を越えて、尊敬し助け合う、いわば超宗教、超国家的な「真の世界平和」を目指している。一宗教団体のために、という考えに固執しているわけではない。どこが反社会的団体であるのか。今、統一教会が反社会的団体として報道され政治家のみならず、地域社会でも「絶縁宣言」が展開されると、新たな人権・差別問題を招くことになる。</p> <p>「魔女狩り」の世論が正義のように存在しているが、政治家一人一人が自らの政治信念に従い、中立、公平、公正な判断をされるよう、以下陳情する。</p> <p>要望項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書」に関して、撤廃か、もしくは修正決議を求めます。</li> <li>2. 富山県又は富山県議会が、知事又は富山県議会議員に対し、「思想信条の自由」「信教の自由」「基本的人権」を侵すような方法で特定団体に所属する県民との関わりを調査、質問をしないこと。</li> <li>3. 富山県又は富山県議会が、「反社会的団体と関わりを持たない」などと宣言をする場合には、「反社会的団体」の正確な定義及び特定団体を「反社会的団体」と判断する法的根拠を県民に明確に示すこと。法的根拠に基づかない特定団体の排除や攻撃は深刻な人権侵害です。</li> </ol>